

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1007010	地元産巨峰で生産したワイン販売 許要件の緩和		時津町産巨峰の生産拡大及び販売促進と後継者育成のため、時津町産巨峰で生産したワインの販売について、一般酒店だけではなく、巨峰生産者の農園等でも販売出来るよう、販売免許要件の緩和をする。	<p>巨峰生産者が地元産巨峰で生産したワイン販売をすることにより、巨峰の生産拡大及び販売促進と後継者の育成を目指す。</p> <p>具体的には、酒税法の関係で制約がかけられている生産者が、期間限定で販売免許を取得し、直接ワイン等を販売することにより、消費者の声を反映した巨峰の販売促進と生産の拡大を図り、休耕地の削減と後継者の育成につなげる。</p> <p>提案理由： 時津町産巨峰を原料に醸造したワインを販売するにあたって、現在、販売免許をもっている酒店等をおとして行っているが、巨峰生産者の農園等で巨峰を販売する際、ワイン販売についても多くの消費者からのニーズが高いため、巨峰を販売する期間に限り、巨峰生産者の販売免許の取得について、緩和措置をお願いするもの。</p> <p>本措置により、巨峰の販売促進及び生産拡大が期待され、生産性が向上することにより、現在、農業で問題化されている休耕地の解消及び後継者の育成にもつながっていく。</p>		時津巨峰ワイン研究会	長崎県	財務省
1011010	自家製梅酒の消費基準の緩和		自家製梅酒については、消費者が自ら消費する場合のみ、その製造が認められているが(製造免許不要)、特区内において生産される地域の特産品(梅)を使用し、かつ特区内において地方公共団体が主催するイベント等で無料で振る舞う場合のみ、不特定多数への提供を可能とする。	<p>和歌山県みなべ町は、梅のブランド「紀州みなべの南高梅」誕生の地であり、日本一の梅の産地であることから、広く家庭で自家製梅酒を楽しんでいる。</p> <p>また、平成20年7月9日付けで「紀州みなべ梅酒特区」に認定されたことを機に、青梅の消費拡大と地域活性化を図るため、町では特区制度を活用した町民の取組みを支援する一方、みなべ町産の青梅の使った自家製梅酒を持ち寄った「手作り梅酒コンクール」を企画している。</p> <p>コンクールの概要は、①みなべ町産の青梅を使った自家製梅酒を全国から募集、②送付又は持ち寄った自家製梅酒を審査員が試飲、③審査委員が大賞、優秀賞等の順位を決定後、試飲を希望する来場者に振る舞う、といったものである。</p> <p>自家製梅酒を自宅以外の場所に持ち寄って不特定多数の人の振る舞うことは、無料であっても酒税法により規制されているが、みなべ町で生産された特産品である青梅を使用した自家製梅酒については、その特産品の使用が確認できる場合に限り、特区内(みなべ町)においてのみ可能としたい。</p> <p>町としては、広くこのイベントを全国に周知することで、「紀州みなべの南高梅」誕生の地をアピールし、交流人口の拡大と青梅の消費拡大に努める考えである。</p> <p>なお、青梅がみなべ町産であることを確認は、生産者が発行する認定シールを自家製梅酒の容器に添付することで行なう。</p>		みなべ町	和歌山県	財務省
1036010	自家製リキュールの数量制限の緩和		酒類を飲用に有償提供している営業者は、自家製造のリキュール(梅酒等)を、年間1キログラムの数量制限なしに自由に有償提供できるようにする。	<p>特例措置により、温泉等観光施設の多い山間地域における宿泊・飲食業者が、自家製のリキュール(梅酒等)を有償にて自由に提供することが可能になり、お客様に特長あるおもてなしができ、併せて未利用の山の幸を利用した差別化が可能になる。これにより、新たな観光客の誘致と、地域の魅力開発による活性化が図れる。</p> <p>また、この措置を全国に広げれば、従来個人の楽しみに限られていたリキュール(梅酒等)が、その枠を超えて広がり、未利用動植物の再評価や、新たな自然とのふれあい促進、食育や過疎地域の再評価にもつながる可能性がある。</p>		個人	群馬県	財務省

07 財務省 非予算(特区・地域再生 検討要請).xls

提案事項 管理番号	要望事項 (事項名)	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	プロジェクト名	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係府省庁
1044010	中山間地域総合整備事業により整備した施設の目的外使用		中山間地域総合整備事業により整備した農業・農村の活性化を図るための活性化施設「長崎市琴海活性化センター(四季彩館)」を利用目的外である。農産物等の常設販売について認めていただきたい。	<p>本地域は、大村湾に面して西彼杵半島の基部から東部にかけて位置し、大村湾と緑なす山々に抱かれた自然に恵まれた環境にあり、長浦すいかやハウスみかん、アスパラガス栽培など、農業を主要産業としている。</p> <p>琴海活性化センター「四季彩館」は、平成9年に旧琴海町が設置した「琴海農業農村活性化推進協議会」にて活用方針などについて協議がなされ、活性化センター内に直売所を備えた複合的な施設として当初計画がなされていたが、平成13年に中山間地域総合整備事業実施要綱の改正により実現することが出来ず、本地域の農業者を中心とした研修、会合の施設として、平成15年3月に長崎県が事業主体となって整備し、地域の活性化拠点としてオープンした。</p> <p>オープン当初より一定の利用者はあるものの、さらなる利用増加に向けた協議がなされたが有効な活用方法がないまま、平成18年1月に長崎市との合併がなされ、新長崎市において「長崎市第三次総合計画」に当地域を「農業生産基盤の維持と確保による収益性の高い農業の振興」、「農産物の生産者と消費者の交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道206号の中間地点に位置することから、琴海地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。</p> <p>さらに、平成19年4月に地域住民、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行うものである。</p>		長崎市	長崎県	財務省 農林水産省
1088020	焼酎等製造免許の取扱いの緩和		焼酎等の製造免許は、酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため、製造免許の付与等に規制があるが、これを緩和し、新規免許の取得を認める。	<p>昨年、霞ヶ浦の水質浄化を目的として、24基の筏上に栽培したサトウキビ等(サトウキビ、スイートソルガム)を2,600kg収穫し、電動ロールにて260リットルの搾汁を糖度30度まで濃縮した後、黒糖焼酎等を委託製造すべく、奄美大島や地元の酒造メーカーに打診したところ、規制により製造できないとの回答を受けた。泳げる霞ヶ浦を実現すべく、平成元年以来、NPOメンバー同士で知恵を絞り、筏上での無肥料・無農薬での栽培実験を繰り返し、ほぼ技術的に完成に近づいたところである。これまで、行政等の助成もなく、ポケットマネーと会員のマンパワーで運営してきたが、泳げる霞ヶ浦実現のためには、地域で新しい産業を起こし、NPO法人の自主財源として利用することで、NPO活動や会の運営を安定化させる必要がある。焼酎等製造免許の取扱いを緩和することで、委託製造先の範囲が広がり、サトウキビ等を原材料とした酒類の販売も実現可能となる。本提案が、新たな市民活動のモデルとなるべく、規制緩和への理解を求める。</p>	泳げる霞ヶ浦植物筏で実現	NPO霞ヶ浦浄化連	茨城県	財務省